

事 務 連 絡
平成23年12月21日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律
に基づく要介護認定等の事務の取扱いに関する疑義解釈について

東日本大震災の被災者等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第5条第1項の規定に基づく、指定県及び指定市町村からの避難住民に関する事務の届出を踏まえ、同条第3項の規定に基づき、平成23年11月15日に告示されたところです。

今般、その取扱いに基づき避難住民のいる市区町村において、避難住民に対する要介護認定等の事務処理を実施するにあたり、別紙の通り疑義解釈をまとめましたので、管内市区町村等に周知いただきますようお願いいたします。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく要介護認定等の事務の取扱いについて（疑義解釈）

1. 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「原発避難者特例法」という。）に基づき、指定市町村から避難住民に関する通知がされた場合、避難先市区町村では、要介護認定等の事務を全て処理しなければならないのか。

(答)

原発避難者特例法に基づき、総務省告示第488号で告示された事務（以下「特例事務」という。）について、指定市町村から避難住民の氏名等の通知があった場合、避難先市区町村は、当該避難住民に関する特例事務を処理することとなるが、指定市町村等の実情に合わせて、これまでお示しした要介護認定等の事務の取扱いも含め対応いただきたい。

2. 要介護認定等の申請時において、介護保険被保険者証（第2号被保険者については医療保険被保険者証等）を所持していない場合でも、申請を受理して差し支えないか。

(答)

お見込みのとおり、申請を受理し要介護認定等の手続を行っても差し支えない。

3. 要介護認定等の結果の通知について、通知名は、避難先市区町村と指定市町村のどちらの名称で通知すればよいか。

(答)

避難先市区町村名で通知いただきたい。

なお、参考までに、別添のとおり要介護認定等の結果通知書の例を示したので、適宜参照されたい。

4. 審査請求は、いずれの都道府県で受けることになるのか。

(答)

審査請求は、介護保険法第191条により、要介護認定等の処分を行った市町村をその区域に含む都道府県に対してすることになっていることから、避難先市区町村をその区域に含む都道府県において、審査請求を受けることになる。

5. 要介護認定等の認定結果は、認定支援ネットワークを通じて必要事項を国に報告することとされているが、避難先市区町村で認定した避難住民の認定結果の報告は、避難先市区町村と指定市町村のどちらが行うのか。

(答)

保険者は指定市町村であることから、認定支援ネットワークへの報告は指定市町村から行っていただきたい。

6. 要介護認定等の有効期間の満了をむかえる方に対する更新認定の申請手続きの連絡については、どのように取り扱ったらよいか。

(答)

いわゆる「更新申請のお知らせ」については、法律または政令により義務づけされた事務処理ではないが、そのような事務であっても原発避難者特例法第10条第1項の規定により、避難住民に対しても行うよう努めることとされていることから、可能な限り配慮願いたい。

7. 要介護認定等の結果が含まれている受給者台帳情報の国民健康保険団体連合会への送付は、避難先市区町村と指定市町村のどちらが行うのか。

(答)

保険者である指定市町村から国民健康保険団体連合会へ行っていただきたい。